

平成23年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成23年2月23日 午前10:00

○散 会 午後12:18

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	6 番 澤 井 昭 二 郎	7 番 菅 原 久 和
8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹	10 番 佐 藤 義 久
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

5 番 菅 原 理 恵 子

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿

追分出張所長 三 浦 喜 博 幼児教育課長 小 玉 隆  
高齢福祉課長 伊 藤 律 子 健康推進課長 伊 藤 正 吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 門 間 善一郎

平成23年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成23年2月23日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認について（平成22年度潟上市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 7 議案第 2号 潟上市住民生活に光をそそぐ基金条例（案）について
- 日程第 8 議案第 3号 潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 4号 潟上市開発許可等手数料徴収条例（案）について
- 日程第10 議案第 5号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第 6号 潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第 7号 潟上市総合発展計画基本構想の変更について
- 日程第13 議案第 8号 潟上市総合発展計画後期基本計画（案）について
- 日程第14 議案第 9号 潟上市地域福祉計画（案）について
- 日程第15 議案第10号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第16 議案第11号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について
- 日程第17 議案第12号 平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第18 議案第13号 平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 19 議案第 14 号 平成 22 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 20 議案第 15 号 平成 22 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 22 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 22 議案第 17 号 平成 22 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 23 議案第 18 号 平成 22 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 22 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 22 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 22 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 22 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 23 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 23 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 23 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 23 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 32 議案第 27 号 平成 23 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 23 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について

- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 4 陳情第 1 号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書
- 日程第 4 5 陳情第 2 号 最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書
- 日程第 4 6 陳情第 3 号 2 0 1 1 年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情



午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回潟上市議会定例会を開会致します。

なお、5番菅原理恵子議員より、所用のため欠席届が出ております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番西村武議員および16番鈴木斌次郎議員を指名致します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る2月15日の議会運営委員会において審査の結果、本日23日から3月11日までの17日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月11日までの17日間と決定致しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。9番戸田議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月15日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもと、2月21日に委員、議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号、承認第1号は初日の本会議にて、議案第2号の条例（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第3号、4号の条例（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第5号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第6号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第7号の基本構想の変更、8号の基本計画（案）、9号の地域福祉計画（案）は初日の本会議にて、議案第10号の事務組合格約の一部変更については初日の本会議にて、議案第11号から議案第22号の補正予算（案）については所管の委員会へ付託、議案第23号から第25号の各特別会計への繰り入れは産業建設常任委員会へ付託、議案第26号から第37号の当初予算（案）については所管の委員会へ付託、議案第38号については産業建設常任委員会へ付託という区分で行うことと致します。

なお、議案第11号の平成22年度潟上市一般会計補正予算（案）のうち、2款9項きめ細かな交付金事業費および10項住民生活に光をそそぐ交付金事業費については、目ごとに所管の委員会へ付託とします。

皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情一覧表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、陳情第19号については、昨年の12月定例会に提出者は別団体ですが全く同じ内容で陳情が提出されており、総務文教常任委員会で不採択、本会議でも不採択の結果となっておりますことから、陳情第19号は配付のみの取り扱いと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。

抽選の結果、2月25日金曜日の1番めに14番藤原典男議員、2番めに2番大谷貞廣議員、3番めに19番佐々木嘉一議員、4番めに4番藤原幸作議員、5番めに15番西村武議員、2月28日月曜日の1番めに6番岡田曙議員、2番めに8番伊藤栄悦議員となりますので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

各常任委員会の審査会場は、総務文教常任委員会は天王庁舎、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会は昭和庁舎となっております。

また、審査の開始は各委員会とも3月1日火曜日、午後1時30分としますので、宜し



くお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、施政方針説明】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より施政方針説明の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

平成23年第1回潟上市議会定例会の開会に当たり、市政への所信と平成23年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### <基本姿勢>

昨今の社会経済情勢については、先の日銀金融政策決定会合によると、「改善の動きが鈍った状態から脱しつつある」として景気判断を9カ月ぶりに引き上げておりますが、本市を取り巻く地域経済は、これまでも景気回復を実感できる状況ではなく、今後もこのような状態が当面続いていくものと推測しております。

現政権では「地域主権の実現は改革の1丁目1番地」と位置づけ、法定の権限移譲や国と地方の協議の場の法制化に向けた改革を進めようとしておりましたが、ねじれ国会の影響もあり、法案成立の目処は立っておりません。地域主権改革が進んでいないことに対しては不満感を表明せざるを得ませんが、既に始まっている自治体間の競争から、いかに住民ニーズや地域事情に応じた自主的かつ独創的なまちづくりを進めていくかが、今後の自治体の行方を左右するものといっても過言ではないと認識しております。

本市まちづくりの最上位計画であります「潟上市総合発展計画」は、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念に掲げております。この理念は私の政治姿勢でもあり、今後も「対話・協調・発展」のまちづくりに努めてまいります。

#### <当面する行政課題への取り組み>

##### 1. 新庁舎建設について

新庁舎の建設については、平成23年1月17日開催の議会全員協議会でも詳しく述べておりますが、これまで合併協定書の内容を尊重し、「新庁舎建設基本構想」をもとに、

建設に向けた用地の選定を進めてまいりました。また、市議会の「庁舎建設特別委員会」の最終報告や、新庁舎建設計画中止の陳情を不採択としたことを受け、市では新庁舎建設に本格的に取り組んでおりますが、今後、用地の選定に当たっては市民による「庁舎候補地選定委員会」を設置し、協議・検討をいただき、その結果を踏まえ、総合的に判断したいと考えております。また、現庁舎の利活用につきましても並行して検討を進め、同様に「現庁舎利活用検討委員会」を立ち上げ、市民の皆さんからの意見や提言を反映させてまいりたいと考えております。

## 2. 総合発展計画後期基本計画の推進について

本市では、平成18年6月に「潟上市総合発展計画」を策定し、さまざまな施策を22年度までの「前期基本計画」に盛り込み、まちづくりを行ってまいりました。しかし、この間も人口減少や少子・高齢化の進行、長期間にわたる景気の低迷、情報通信技術の進展に伴う広域行政課題等への対応、地方分権や地方主権改革の進展など、市を取り巻く環境に変化が生じてきております。

こうした環境の変化に対応するため、「基本構想」の一部改訂と、23年度を始期とする「後期基本計画」の策定にこれまで取り組んでまいりました。

今後も市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、市民一人ひとりが輝きながら成長・発展する地域を目指したまちづくりを進めてまいります。

## 3. 自治基本条例の制定について

市民、議会、行政の役割を明らかにし、市民を主体とした地域の自治の基本原則やルールなどを定める「自治基本条例」の制定を目指し、秋田大学教育文化学部長の池村好道教授をアドバイザーに迎え、市民代表による策定委員会において条例策定方針や素案の検討を行っております。23年度は、さらに多くの市民の皆さんからも策定に参画していただけるよう「市民100人委員会（仮称）」を立ち上げ、自分たちの手づくり条例として一緒に考え、市民自治を実感できる潟上市をつくり上げるための条例の制定を目指します。

## 4. 地域福祉計画について

市民が地域でお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることのできるまちづくりを進めるため、「潟上市地域福祉計画」の策定に取り組んでまいりました。

この計画の策定に当たっては、市民アンケート調査や地域座談会の開催などを実施し、

「福祉」や「健康」、「防災」など幅広い分野の課題について、市民の皆さんや関係者から貴重なご意見をいただきました。

市民や行政、関係機関などが協働し、高齢者や障がい者をはじめ、福祉サービスを必要とするすべての人が、地域の特性に応じた福祉サービスが受けられる社会環境など、“健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり”を目指してまいります。

#### 5. 都市計画マスタープランについて

本市の都市将来ビジョンと、その実現に向けた具体施策の基本方針を明確にすることを目的とした「潟上市都市計画マスタープラン」を23年3月に策定することとしております。

これにより、市全域を見据えた新たな都市計画による、地域の個性を活かしたまちづくりをさらに目指してまいります。

また、本計画を基本として、23年4月からは秋田県より開発行為の許可権限の移譲を受け、市内で行われる開発許可に関し、市当局で審査・許可できることとなります。

それにあわせて、市街化調整区域の土地利用の規制緩和策として都市計画法第34条第11号の区域指定を行う予定であります。本制度の導入は秋田県では初めての試みであり、本市独自の運用を見込めることから、市街化調整区域の活性化の一翼を担えればと考えております。

本市都市計画の最終目標は潟上市独自の都市計画を持ち、「自らのまちは自らの手でつくっていく。」ことであることを念頭に今後も取り組んでまいります。

#### 6. 豊川小学校と大久保小学校の統合について

豊川小学校については、子どもたちがよりよい教育環境の中で安心・安全な学校生活を送れるよう24年4月の大久保小学校との統合に向けての準備委員会を設置し、統合が円滑に進むよう両校児童・PTAの交流、閉校式、スクールバス等諸条件の整備を進めてまいります。

なお、23年度から複式学級が2クラス設置されることから、市単独で複式学級学習支援員を配置し、児童一人ひとりの学習環境を保障し、きめ細かな学習指導に努めます。

#### 7. 学校施設の耐震化について

児童生徒の学校生活の安心・安全な施設環境を整備するため、耐震診断結果に基づき、23年度は出戸小学校の校舎棟、体育館の耐震補強工事と校舎棟、体育館、食堂棟の大規模改修工事を実施する予定であります。

なお、24年度以降については東湖小学校、追分小学校、天王中学校の耐震補強・大規模改修工事を年次計画で進めてまいります。

#### 8. 少子化対策事業について

潟上市次世代育成支援行動計画の基本理念『「子ども」、「家庭」、「地域」がともに育む、子育て応援のまちづくり』に基づき、さまざまな角度から取り組みを進めてまいります。

23年度からは、特定不妊治療助成に加え、習慣的に流産を繰り返し出産に至らない状態にある「不育症」治療への助成を県内第1号として行うこととしており、救える命を救うことで少子化対策につなげていきたいと考えます。

このほか、夏場の健康管理や熱中症予防のため、児童クラブ運営施設や保育園の午睡室にエアコンを設置する「放課後児童健康増進事業」、「保育園児の健康増進事業」、地域や家庭と連携し、市全体の子育て力を高める「かたがみ親子のパワーアップ作戦（仮称）」等、5件の新規事業を実施することとしており、今後も積極的に少子化対策事業を展開してまいります。

#### 9. 子育て支援・幼児教育の推進について

市では「次世代育成支援行動計画」の基本理念に基づき、市民全体による「次世代の育成」や「次世代の地域づくり」の観点から、子どもと子育て家庭の支援を推進しています。

保育と教育の充実、保育所・幼稚園・小学校との連携や交流、地域環境を生かした創意ある園づくり等を推進するとともに、幼保一体を目指し保育設備のあり方や保育環境の整備を積極的に推進することとしており、23年度は出戸幼稚園に保育所機能を加えた幼保一体施設として整備工事を実施する予定であります。

少子化や核家族化等の進行により、子育てをめぐる環境が大きく変化しています。子育ての相談・指導による育児不安の解消や地域での子育てに対する支援策の推進など、地域全体で子育てを支援する拠点として市内3カ所の「地域子育て支援センター」を中心に、さらなる子育て支援機能の充実を図ってまいります。

#### 10. 子ども手当について

国では23年度も引き続き、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども手当の支給を予定しております。いまもって支給の根拠となる23年度の子ども手当法が成立していない状況ではありますが、今後も国の動向を注視しながら対応して

まいります。

#### 11. 農業振興について

新市建設計画や潟上市総合発展計画に基づく本市の「農業振興」を具現化し、農業施策を推進するための基本計画となる「潟上市農業振興地域整備計画」は、縦覧期間を経た後、3月に成案となります。計画期間は23年度から10年間とし、国の「食料・農業・農村基本計画」の基本理念を踏まえながら、新しい発想やさらなる創意工夫により、農業に新たなビジネスチャンスの創出を目指し、農業者や市民の取り組みを促進させます。

本市の農業は、稲作に依存した生産構造が依然高く、農業生産額の約70%を占めている状況にあります。23年度から本格的に実施される戸別所得補償制度は、畑地で栽培される戦略作物も交付金の対象となる反面、水田の転作率は年々増加し、農業の複合経営の拡大がより求められております。

市では、こうした状況を踏まえ、市単独事業による営農維持推進助成や農業生産力向上事業を推進するとともに、県の農林漁業振興臨時対策基金事業の活用を図りながら、農業経営の安定を図ってまいります。また、生産の基盤となる天塩地区や豊川地区の農地集積加速化基盤事業を実施するとともに、水利施設等を整備してまいります。

#### 12. 秋田市からの分水供給の解消について

追分地区一部の秋田市からの分水供給解消については、潟上市の水道事業経営変更認可に基づき、24年度末までに秋田市からの分水供給解消を目指し事業を進めてまいります。これに対応するため必要となる「新追分浄水場・配水本管」の整備につきましては、23年から2カ年の継続事業として出戸浄水場北側に取水井・浄水場・配水池2基を建設し、給水する予定であり、牛坂地区につきましても23年度に実施設計を行い、24年度に大清水地区の配水本管から連絡管を接続し、給水する予定であります。

#### 13. クリーンセンターについて

クリーンセンターについては建築後26年を経過していることから、老朽化に伴う施設整備が必要となっております。

改修計画を進めるため、21年度には精密機能検査、22年度には一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画の作成ならびに循環型社会形成推進地域計画の策定を進めております。いずれの報告書でも、「これまで適切な維持管理をしてきたものの、焼却炉本体や旧来の設備については老朽化が著しく、炉の改修により処理能力の回復を図りながら計画的に適正な整備を実施する必要がある」となってお

ります。

23年度からは、長寿命化計画を策定した施設における改良事業の交付金を受けられる可能性があることから、本市においてもこれらを総合的に判断し、この事業を活用し、長寿命化を図ってまいります。

#### 14. 地域再生事業について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して建設してまいりました直売をメインとした複合施設の「食菜館くらら」が4月30日にオープンする予定であります。

この施設にはレストランや加工施設、新鮮な魚介類を取り扱う海産物売場もあり、目玉の一つとしてPRしてまいります。

また、生産者が農業をビジネスととらえ、「食菜館くらら」を大いに活用し、所得向上を図ってほしいと考えており、産業振興による地域活性化の起爆剤になっていくものと期待しております。

#### 15. 「フットボールセンター」について

鞍掛沼公園多目的広場を人工芝グラウンドへ改修するとともに、夜間照明とクラブハウスを備えた、人工芝では県内唯一の日本サッカー協会公認の「フットボールセンター」が4月17日にオープンする予定であります。

今後も天王グリーンランド一帯が多くの方々から健康増進、交流の場として活用され、また、県内外への情報発信地として「天王温泉くらら」と「食菜館くらら」が相乗効果を発揮することを期待しております。

#### 16. 観光拠点3施設無料循環バスの運行について

本市の観光施設には、緑がテーマの「天王グリーンランド」、花がテーマの「ブルーメッセあきた」、水がテーマの「ブルーホール」等があります。こうした施設を天王・昭和・飯田川地区の各レジャースポットととらえ、ネットワーク化を推進するとともに、新たな試みとして主要観光拠点3施設を循環する無料バスについて、1年間を試行期間として土・日・祝日に運行し、観光振興と交流人口の拡大について検証してまいります。

#### 17. 公共料金適正化計画について

公共料金適正化計画については、22年3月に市民代表等々で構成された「潟上市公共料金適正化検討委員会」より「公共料金（受益者負担）適正化計画（案）」の報告を受けております。

公共料金適正化計画は、受益と負担の関係を明らかにした料金の適正化と、料金格差

の解消を図ることを目的とするものであり、市民が公平公正に行政サービスが享受できる公共料金体系の確立に資するものであります。

報告を受けた適正化計画（案）については、庁内の「策定部会」において協議し、その結果を踏まえて成案とする作業を現在進めております。

今後、適正化計画に基づいた上下水道料金を主体とした公共料金改訂を提案する予定であります。

#### 18. 職員の人事交流について

職員の人材育成を図るため、秋田県との人事交流を行います。

23年度は県・市町村の相互理解と、地方分権を担う本市の人材育成を図るため、秋田県から権限移譲事務にかかわる専門知識を有する職員1人の派遣内定を受けております。

また、秋田県からの要望もあり、職員の実務研修として県市町村課へ本市職員1人を派遣することに致しました。いずれも派遣期間は1年ではありますが、その成果を十分に検証しながら人事交流を進めてまいります。

#### 19. 組織機構の見直しについて

合併後6年が経過し、分庁方式での新たな行政課題や多様化する住民ニーズへの対応を図るため、組織機構の適宜な見直しを実施してまいります。

23年度の組織機構については、「活性化推進室」が所掌している「食菜館くらら」の完成、また、「フットボールセンター」と「追分保育園」の22年度中の竣工により、地域再生計画の実現を目指した活性化推進室の所期の目的を達成したとの判断から、完成後の施設管理と業務について関係する総務課・企画政策課・産業課へ引き継ぎ、統合再編することと致しました。

また、生涯学習と社会体育の分野を市民が学べる機会を一元的に担当する目的で統合した「生涯学習課」については、生涯学習関係行事やスポーツ振興関係行事の時期が年間を通じて重複することなど依然として多岐にわたっていることに加え、総合発展計画後期計画を中心にご審議いただいた検討委員会においても文化財保護の重要性が改めて取り上げられたことなどもあり、現状1課体制では業務の遂行が困難な状況となっております。

さらに、国では「スポーツ振興法」の見直しや「総合型地域スポーツクラブ」が具体化されること、県においても22年から4カ年計画とする「スポーツ立県あきた推進プラン」等、スポーツに対する取り組みが重要施策として取り上げられてきております。こ

のような国・県等の政策に呼応した体制を執るべく検証した結果、「生涯学習課」と「スポーツ振興課」の2課体制へ戻し、それぞれの専門的分野において十分に機能を発揮できるよう再編することと致しました。

これにより総務部が1室減、教育委員会が1課増となります。今後も行政改革大綱・定員適正化計画による効率的な行政運営はもちろんのこと、弾力的かつ時代に即応した組織機構の見直しを柔軟に実施してまいりたいと存じます。

平成23年度予算編成について申し上げます。

国の23年度予算案総額は92兆4,000億円で、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるため、成長と雇用拡大を目指す国民生活を第一に掲げる予算と説明しております。

これを受けて、住民生活に密着した行政現場である地方自治体のマクロベースでの財政見通しである地方財政計画は、82兆5,054億円で前年度比0.5%の伸びであり、政策的経費である地方一般歳出の伸び率も0.8%増となっております。

地方交付税は総額17兆3,734億円で前年度比2.8%増、臨時財政対策債は6兆1,593億円で前年度比20.1%減となっております。また、一般財源総額は59兆4,990億円で前年度比0.1%増で、ほぼ前年並みとなっております。

本市においては、地方交付税は伸びが見込まれるものの、県内景気の長引く低迷により市税の減収が続いており、自主財源比率も低下するなど厳しい財政状況となっております。

23年度は、潟上市総合発展計画後期基本計画の実施初年度に当たります。これまでの前期基本計画の検証結果を踏まえ、本市が抱える諸課題の解決に向けた第一歩となるべく、各種施策を反映した予算編成に努めております。

また、厳しい財政状況にありながらも国・県などの財源をうまく活用することにより、22年度に引き続き2年連続で財政調整基金に頼らない予算編成ができたことも23年度予算の大きな特徴でもあります。

一般会計予算（案）の総額は歳入歳出それぞれ134億7,500万円で、前年度当初予算との比較では2億1,800万円、1.6%の減となっております。

主な新規事業は、観光施設無料循環バスの運行700万円、“県内初”となる不育症治療助成事業99万円、緊急予防接種事業3,942万2,000円、クリーンセンター長寿命化事業854万8,000円、営農維持推進助成金1,461万8,000円、飯田川俣の内地区排水対策事業



367万5,000円、消防団器具庫整備事業2,399万9,000円、木造住宅耐震化事業補助金180万円、出戸小学校耐震改修・大規模改造事業2億7,906万6,000円、出戸認定こども園（仮称）整備事業3億2,507万9,000円、国指定重要文化財小玉家住宅防災設備整備事業費補助金（総事業費1億134万円に対して）1,013万4,000円、天王海洋センター艇庫クレーン更新事業462万5,000円、住民生活に光をそそぐ交付金事業（消費者行政の充実・自殺予防対策事業・学校図書充実事業・図書館環境充実事業）に1,610万5,000円であります。

また、主な継続事業は、市道新設改良事業3億5,714万6,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業6,054万7,000円、共通商品券事業補助金1,000万円、住宅リフォーム補助金3,900万円、教育用コンピューター整備事業2,635万5,000円であります。

また、新庁舎建設にかかわる予算については、先の臨時議会での修正動議を受け、委員会設置費用として74万5,000円を計上しております。これは、「新庁舎候補地選定委員会」と「現庁舎等利活用検討委員会」にかかわる経費であります。

次に、特別会計および企業会計の概要を申し上げます。

特別会計・企業会計の11会計で、予算総額は94億591万8,000円であります。

社会保障関係の3特別会計予算総額は66億9,110万9,000円となっております。

下水道関係の3特別会計予算総額は13億8,839万2,000円で、引き続き管路整備を実施し、水洗化の普及促進に努めるほか、八郎湖の水質保全対策事業に取り組むものであります。

水道事業会計歳出予算総額は、収益的支出5億1,839万1,000円、資本的支出8億415万8,000円で、安全で良質な水の安定供給に努めるほか、昨年に引き続き、秋田市からの分水解消に伴う追分地区への給水事業に取り組むものであります。なお、本事業は23年度から24年度までの2カ年の継続費を設定しております。

< 潟上市民であることを誇れるまちづくり >

最後に、まちをつくるのは市民一人ひとりのまちづくりへの情熱であります。昨今の殺伐とした事件や高齢者の孤独死などが連日のように報道されていることは心を痛めておりますが、幸い本市では子どもを守る会などの自主的活動や、自治会を中心とした地域づくりの活動などが活発に行われております。これは本市の特徴でもあり、行政と地域、住民とのまさに「協働によるまちづくり」であり、今後もこうした活動をより推進していくよう努めてまいります。

予想を上回る少子・高齢化の時代が本市にも到来し、いまだに実感が得られない景気の回復、国や地方の財政状況悪化など社会経済情勢が大きく変化している中であって、多様化する住民ニーズに対応し、行政サービスを維持しながら、より効率的で財政基盤の強固な自治体の形成が求められております。

私は本年の仕事始めの訓示で、23年度から「勤務評定制度」を導入することを宣言致しました。「勤務評定制度」は、上司が部下の業績や勤務態度などの項目を評価するもので、昇給・昇格が必然的に行われる時代ではないということはもちろんのこと、評価によって昇給・昇格、適材適所への配置等、職員の公平・公正な処遇による個々のやる気・意欲の向上と、住民サービス向上へとつなげるものであります。また、管理職は職員から「逆勤務評定」されることになり、年功序列ではなく、能力主義による管理職への登用を行う根拠とし、庁内の活性化を図りたいと考えております。

早いもので合併から7年目を迎えようとしておりますが、分庁舎の抱えるさまざまな問題点を解消するためにも新庁舎の建設が待たれます。

現在の分庁方式は行政の「スリム化・効率化」を目指した合併の趣旨からしても、解消を急がなければならない喫緊の課題であります。これまで議会をはじめ自治会長会議、地域審議会での経過報告、市広報やホームページでの公表など情報を発信しながら進めてきておりましたが、先般の臨時議会では、修正動議に対して私の考えを述べる機会もなかったことは非常に残念に思っております。新庁舎建設については、今後とも議会と対話・協議を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

行政には常に市民の幸福を目指した総合的・計画的な施策の推進が求められています。私は対話と協調を主眼に今後も「市民の目線に立った行政運営」を心がけ、すべての潟上市民が思いを一つにして、「心豊かに暮らせるまち」、「住んでよかったと誇れるまちづくり」を目指して邁進してまいります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会ならびに市民各位には、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げます、私の施政方針と致します。

以上であります。

○議長（千田正英） これで市長の施政方針説明を終わります。

【日程第5、報告第1号 専決処分報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

て)】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第1号について当局より提案理由の説明をお願い致します。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは私の方から、第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

まずはじめに議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号、専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

2ページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年1月26日 潟上市長 石川光男

報告第1号の事故による損害賠償の内容につきましては、相手側が秋田県潟上市天王●●●●●●●●●●の●●●●●●さんでございまして、損害賠償額3万1,553円で示談が成立したことによるものでございます。

概要につきましては、平成22年12月25日午前9時頃、相手方が潟上市天王字沖田地内の市道天王・塩口線を自家用車で走行中、地吹雪によりまして車道側に倒れかかっていたスノーポールと、自車の助手席側のドアミラーが吹雪による視界不良もありまして接触し、損害を与えたものでございます。

なお、示談は本年1月26日に成立し、損害賠償金については2月18日に支払われております。

支払いに当たっては、本市が加入している全国市町村総合賠償保障保険の代理店であります株式会社損害保険ジャパンから全額支払われております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 時々こういう道路における損害賠償というのが出てきておりますけれども、このですね、その事故が発生した状況等、これをまずその現場ですね、それを誰が確認してどのように手続するのか、その点ひとつ説明いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） ただいまの15番西村議員にお答え申し上げます。

事故がありますと、すぐさま担当課であります、道路の場合ですと産業建設部の都市建設課の方に連絡が入ってまいります。それによって事故を確認致しております。その後、総務課と連携しながら事故の内容について、それこそ全国市町村総合賠償保障金会社の代理店であります損保ジャパンの方と、その内容について確認しながら対応しているものでございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） この事故の内容は、ここに書いてありますように地吹雪による事故とありますが、普通は私も運転して何十年もなりますが、運転者にはそれぞれ安全運転義務というふうに私らに義務付けられております。運転者にもそれなりの過失がかなりあるものと思いますが、この点どのように相手方とご相談をされ、そして示談になったのか。やはり私らも時々道路を走りますと、台風などではやはり大木が転んだりしているところが様々あります。そういうところを私は急に、わざとといえぱちょっと変なんだけれども、行った場合でも、市の方で全く過失があるのかどうか。そこら辺やはり十分、これはこれとしても、今後もこのようなことがあると思いますので、その辺も十分協議しながら対応していただきたいと思いますが、今言ったことを、安全運転義務違反について、運転者に課せられた大きな義務がありますので、この辺どのように対応されたのかお願いします。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 18番藤原議員にお答え申し上げます。

この度のこの市道に立っていたスノーポールが倒れたというようなことで、相手方の助手席側のミラーにぶつかったということでもありますけれども、今年は、皆さんご承知のとおり12月から非常に降雪が多くございました。そういう関係でもありますし、この地区については非常に横なぐりの吹雪の非常に強い場所でございます。それらを当然この12月25日の状況を確認しながら、ただいまご意見いただきましたようなことも損害保障会社の方ではどういうふうな相殺になるのかというようなこともそちらの方で全部検

証しながらやったということでございます。

○議長（千田正英） 18番、よろしいですか。

○18番（藤原幸雄） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第6、承認第1号 専決処分の承認について（平成22年度潟上市一般会計補正予算（第6号））】

○議長（千田正英） 日程第6、承認第1号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第1号について当局より提案理由の説明をお願い致します。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の3ページをお願い致します。

承認第1号、専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

4ページをお願い致します。

専決処分書

平成22年度潟上市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年2月4日 潟上市長 石川光男

承認第1号につきましては一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

先の議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、除雪委託料の増額でございます。今冬は大雪に見舞われまして、1月末現在の市全域にわたる除雪出動内容につきましては、市全域除雪が6日間、一部除雪が12日間ございまして、この期間の除雪費用は6,132万7,574円となっております。また、今冬は寒気も非常に厳しかったということで圧雪が急激な融雪によって、排雪も含めまして除雪経費の増大が予想されたことから、2月4日に5,200万円の補正予算を専決したものでございます。

なお、この補正による除雪費については、委託費を1億5,540万円としたものであり

ます。財源については地方交付税に求めています。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第1号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第7、議案第2号 潟上市住民生活に光をそそぐ基金条例（案）について から  
日程第11、議案第6号 潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第7、議案第2号、潟上市住民生活に光をそそぐ基金条例（案）についてから日程第11、議案第6号、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第2号から議案第6号までについて一括して提案理由の説明をお願い致します。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の5ページをお願い致します。

議案第2号、潟上市住民生活に光をそそぐ基金条例（案）についてであります。

潟上市住民生活に光をそそぐ基金条例を次のように制定するものとする。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、国の緊急総合経済対策、平成22年10月8日閣議決定になったものでございますけれども、この趣旨に沿って、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当ててこられなかった分野であります地方消費者行政、あるいはDV（ドメスティック・バイオレンス）対策というものもありますけれども、このほか、自殺予防等の弱者対策、自立支援、市の地域づくりの事業実施に当たり、2カ年間の継続事業とする計画でありまして、これを基金を設置して対応するという必要があるために関係条例を制定するものであります。

なお、基金の額については3,000万円であります。

なお、この条例案につきましては6ページ・7ページのとおりでありますけれども、具体的には図書館あるいは小・中学校の図書の購入、消費者生活相談員の充実、自殺予防のための相談の充実などでございます。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年3月31日を限りとして、その効力を終了するものでございます。

額の内容につきましては5,616万円でございますけれども、即ち事業で繰越分については2,616万円、基金分として3,000万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは議案第3号についてご説明を致します。

議案書の8ページをお願い致します。

本案は、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例案についてでございます。

潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、都市計画法第34条第11号に基づく市街化調整区域に係る開発行為の許可を可能とする制度の導入に伴い、許可基準等について必要な事項を定める必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

この条例の制定に当たっては、合併当初から本市が掲げる都市計画の目標である独自の都市計画、都市計画区域の線引き廃止の実現に向かって各関係機関と協議を重ねてまいりましたが、都市計画の見直しには課題が多く、今後も相当な時間を要すると考えられます。しかしながら、市街化調整区域における早急に解決しなければならない課題等の対処法についての協議の中で、秋田県より市街化調整区域内においても土地利用の規制が緩和される都市計画法第34条第11号の制度導入を提言されました。本市でもこの制度を検討したところ、市独自の運用も見込めることなどから導入すべきと判断したものでございます。

制度導入に関しましては、庁内検討会議、マスタープランの制度策定委員会、市内6地区での市民説明会等で区域および用途の考え方を説明してきたところでございます。また、秋田都市計画区域内マスタープランとの整合性も図るべく、秋田県との協議も

済んでおります。

本制度の導入については秋田県では初めての試みとなっております。

それでは9ページの方が条例案でございます。

潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（案）でございます。

1条が趣旨でございますが、このことにつきましては都市計画法第34条の各号に掲げるものが適合するというものでございます。後段につきましては、この4月から開発行為の許可に関する権限移譲を受けるということでございますが事務処理市となるということでございますので、それに伴う建築物の用途を定めるということで、開発基準の対象となることが可能となるということを記載しております。

それから第2条につきましては、指定する土地の区域ということでございます。このことにつきましては全員協議会等でも説明をしておりましたけれども、市街化区域に隣接をして50戸連担というものがうたわれております。そういうことを踏まえております。その中で、本市の場合ですと「特に必要が認める場合については、この限りでない。」という一文を入れまして拡大解釈をするというふうなことを考えております。それから農業振興地域の農用地区域は含まないということでございますので、この辺もこの3号のところの規定をしております。

それから第3条では、環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途でございます。これにつきましては、別表のところでは定めておるということでございます。

それでは10ページの方をお願い致します。

第4条で委任でございます。開発行為等の許可対象基準については、皆様にお示しをした別図により定めるというふうなことでございますので、それで定めるということでございます。

附則、この条例は、開発公費等の許可の権限移譲による事務処理開始日と同時の平成23年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

引き続きまして議案第4号についてご説明を致します。

11ページをお願い致します。

本案は、潟上市開発許可等手数料徴収条例についてでございます。

潟上市開発許可等手数料徴収条例を次のように制定するものとする。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男



提案理由でございますけれども、都市計画法の規定による開発行為の許可に関する権限移譲を受けるため、開発許可等の手続に係る手数料を徴収する必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

本条例案につきましては、潟上市が平成23年4月から秋田県より開発行為の許可に関する権限移譲を受けることに伴う条例制定でございます。権限移譲を受ける目的は、市内の開発行為の許可申請に対し、市当局で審査・許可ができることとあります。これに伴い、事務の効率化が図られることにあります。

また、議案第3号の潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可基準に関する条例（案）に関しまして、都市計画法第34条第11号の制度を導入することにつきましては不可欠な条件ということになっております。

ちなみに開発行為の権限を受けることによりまして、本市が事務処理市となります。本市の、県内の市の中で13市ありまして、本市が10番めとなります。手数料の額につきましては、既に県内で受けております9市の事務処理市に加えまして秋田県もすべて同額であるというようなことで、本市も同額とするということでございます。

それでは12ページをお願い致します。

潟上市開発許可等手数料徴収条例（案）でございます。

第1条は手数料の徴収にかかわるものでございます。

第2条が手数料の額を定めるものでございます。

それから第3条が手数料の徴収の時期を定めまして、手数料を申請時に徴収することが、ということでございます。

第4条は手数料の不還付ということで、徴収済みの手数料は還付しないというふうなことでございます。

附則と致しまして、条例施行日を平成23年4月1日としております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 議案第5号についての当局の説明をお願いします。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案第5号、潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市敬老祝い金条例の一部を次のように改正するものである。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、高齢者を敬愛し、長寿を祝いとともに敬老思想の普及を図り、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的に、支給対象者等を拡充する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

17ページをお願い致します。

潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）

潟上市敬老祝い金条例の一部を次のように改正するものであります。

この条例の改正の主な内容については、祝い金支給対象者の満99歳、88歳、77歳と同様に満100歳に達した人および101歳以上に達した人に対する特別祝い金として継続的に使用対象となるように満100歳以上の特別祝い金の居住要件を10年以上から1年以上に改正するものです。

これまで100歳以上の人に対する居住要件を付して10年としていましたが、高齢社会の現状にあって在宅の高齢者、施設における高齢者等々、人の移動が見られるようになりました。このような中において広く長寿を祝うことから、改正案の上程に至ったものです。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは議案第6号についてご説明致します。

18ページをお願い致します。

本案は、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、フットボールセンターが供用開始されることに伴い、鞍掛沼公園多目的広場の使用料を改め、併せて展望塔入場料を無料とするため、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、鞍掛沼公園多目的広場、陸上競技場を日本サッカー協会認定の秋田県フットボールセンターとして人工芝、夜間照明、クラブハウスの整備を図ったことによりまして、天候、時間に左右されず利用できる施設となりました。サッカー愛好者はもとより多目的に利用できる市民スポーツの振興につながるものと考えております。

また、展望塔の入場料を無料にすることにつきましては、鞍掛沼公園がリニューアルしたことに伴いまして魅力ある公園を数多くの方々に知っていただくことと、近隣の道の駅あきた港のセリオンポートタワーの入場料が無料であることなどを総合的に判断した結果、交流人口の増加を図る上では必要と考え、展望塔の入場料を無料にすることと致しました。

それでは潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）についてご説明を致します。

今回の条例につきましては別表第2を改めるものでございまして、参考資料により説明をしたいと思います。参考資料の4ページ・5ページをお願い致します。

別表2の表につきましては、改正案では公園の施設ごとに区分をし、わかりやすく表示することに今回改正をしております。今回の改正では、1つめが鞍掛沼公園の使用料の改正でありまして、市内団体使用および市内と市外の共同使用につきましては現行のとおりとしております。市外団体使用につきましては、アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を取らない場合の一般が使用した場合の1時間当たりを基準としております。現行は420円でしたが、2,500円に改めるものでございます。これは県内で近隣5施設の1時間当たりの料金を比較したところ、最高が4,800円、最低が1,750円、平均が2,906円でありました。その中で最も平均に近く本市とも近接しております八橋運動公園が2,500円であったことによりまして、同額の2,500円としたものでございます。また、夜間照明の使用につきましても、八橋運動公園と同水準の全灯1時間当たり2,000円としたものでございます。

会議室の使用料につきましては潟上市自治会館設置条例の会議室使用料に準じております。

次に、展望塔の使用料につきましては、一般1人につき400円、小学校児童および中学校生徒1人につき200円であった使用料を無料にすることと致しました。これにより、改正案の部分につきましてこの部分を削っております。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第12、議案第7号 潟上市総合発展計画基本構想の変更について 及び 日程第13、議案第8号 潟上市総合発展計画後期基本計画（案）について】

○議長（千田正英） 日程第12、議案第7号、潟上市総合発展計画基本構想の変更につい

ておよび日程第13、議案第8号、潟上市総合発展計画後期基本計画（案）についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第7号と議案第8号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の22ページをお願い致します。

議案第7号、潟上市総合発展計画基本構想の変更についてでございます。

地方自治法第2条第4項の規定により、別冊の潟上市総合発展計画基本構想（案）について議会の議決を求める。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、市町村がその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないということからでございます。

本基本構想（案）につきましては、平成27年度までの10年間のまちづくりの基本的方向を示しておりますけれども、平成18年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。しかし今回、後期基本計画の策定に当たりまして基本構想についても人口フレームの見直しや現状の課題等に即した一部改訂を行ったものであります。基本的な考え方や理念はそのまま継承しております。まちづくりの基本理念として、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために市民による市民のまちづくりを掲げ、これに基づき本市の将来像を「生き生き潟上の夢づくり、一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」としてございます。

将来人口の推計としましては、各種施策の進展により目標年次の平成27年の人口をこれまで3万8,000人としておりましたけれども、現在の人口が3万5,000人を割っていることから、今後5カ年間で3,000人以上増加する前提の計画は現実的でないという判断から、今回、人口を増やすことについては並大抵のことではないということもあわせて、潟上市では地理的条件や人口構成などから施策の展開をしないよりはさらなる発展に可能性が秘められているということでもありまして、3万6,000人としておるものでございます。

その施策の展開に当たりましては、子育ての支援、あるいは環境整備など積極的に行

い、また、市街化調整区域の土地利用の規制緩和等によりまして新たなまちづくりへの進展に努めてまいります。特に若者世代につきましては、先住先として選択できるような魅力を高め、活力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、まちづくりの基本目標でありますけれども、構想素案の16ページ以降に掲載しておりますけれども6つの基本目標から構成されております。また、基本構想の最後32ページには、開かれた施策の推進など3項目を掲げまして、本計画の推進に当たって基本ベースとなる取り組みも記載してございます。

冒頭にお話し申し上げましたとおり、本基本構想は10年間の期間を定めて平成18年に議会の議決をいただいたものでありますけれども、今回の改定は人口フレームの見直しを中心でありまして、市が進むべき将来の方向性や目指すものは変わっておりません。

以上で潟上市総合発展計画基本構想（案）の概要についてご説明致しました。

続きまして、議案第8号、潟上市総合発展計画後期基本計画（案）について申し上げます。

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により、別冊の潟上市総合発展計画後期基本計画（案）について議会の議決を求めるものでございます。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

この議案につきましても、潟上市行政にかかわる基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を経る必要があることから上程するものでございます。

重複しますけれども、平成18年に策定した潟上市総合発展計画基本構想に基づきまして5年間の前期基本計画に各種政策・施策を盛り込み、合併後のまちづくりを行ってまいりましたけれども、その前期基本構想も平成22年度で終了しますことから、前期基本計画を検証しながら昨今の景気低迷、あるいは少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応させながら基本構想で目指す市の将来像の実現に向けまして取り組みを新たに明らかにするために、平成23年度を初年度とする後期基本計画の策定に取り組んでまいったものでございます。

本計画の策定に当たりましては、市内での素案づくりに始まり、議会をはじめ各種団体の代表者や今回から新たに公募による委員を交えまして市民代表からなる検討委員会を立ち上げ、パブリックコメントなどの実施、あるいは市民の皆さんからも参画を得ながら、いわば手づくりによる計画策定を目指してまいったものでございます。

後期基本計画は基本構想に基づくものであり、この基本構想の方向性の大きな変更がないことから、後期基本計画に掲げる施策についても根幹的には変更はありません。ただし、環境問題や少子化対策、あるいは大学連携など現状や課題、また住民ニーズなどを踏まえた37の施策と、それぞれの個別事業を掲げております。近年は各種分野でも個別計画は策定されていることから、それらとの整合性を図りながら、また、まちづくりの達成目標と致しまして施策目標を見直すなど、わかりやすい計画づくり、あるいはさらには市民参加、協働によるまちづくりの実現に向けた計画づくりなどに特に意を用いながら策定作業を進めてまいったものでございます。

本計画である施策体系に基づき、総合的な、事業的にはもちろんでございましたけれども、そのキーワードとして「人」「環境」「活力」、この3つを据えております。庁内横断的に連携した取り組みはもとより、まちづくりへの力を結集させてまいりたいというふうに考えております。

今後さらなる市民の参画と協働を得ながら、後期基本計画に掲げる施策を確実に推進していくことによりまして、住みやすさ、それから生活の質が向上し、ひいては潟上市の魅力が増大し、潟上市民であることを誇れるようなまちづくりへとつなげてまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、先の全員協議会でご説明申し上げましたとおりです。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 質問というよりも要望だと思えますけれども、まずこれまで潟上市の人口は増加してきましたことは皆さんもご承知のとおりでありまして、それは増加してきた原因というのは何かと申しますと、まず民間企業ですね。民間の業者、この方々が努力をしましてこの人口を増やしてきました。ですから、やはりこれからもここに掲げたように行政サービスですね、これをまず徹底してやっていただきたいと、こういうことをひとつお願いをしたいと思えます。このことにつきまして何かご答弁がありましたらひとつお答えいただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 15番西村議員にお答え申し上げます。

この市の基本構想の中には、それこそただいま申し上げましたように民間企業の活力

を生むということは、この中に十分に盛られております。ただしそれにつきましては、ただいまの社会情勢からいきますとなかなかその要望、こちらの方の要望にこたえるようなことにはなっておりませんが、極力、工場の誘致なり、また今現在あります地元企業の展開をいづらかでも市としては支援してまいりたいということで考えておりますので、そちらの方についてもこの後また市の方と各種団体と協議しながらも進めてまいります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 全協のときも話しましたが、新市建設計画に基づいて総合発展計画が策定されていたと思います。それで前期から後期にかけて10年ですけれども、その間にどういうふうな変化があった。時代の変化によっていろいろと事業の内容も変わってくると、こういうことでありますので、その事業の廃止とか、あるいは新規、あるいはこれからの予定、それからあと特例債の活用の事業とか、そういうふうな財源の内訳なんですけれども、それも含めて一般質問の方にも書いておりますけれども、できればそういうふうなことを、前には市長の方から会期中のところで示したいというふうな話でありましたので、それであればそれで結構ですが、よろしいのでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 8番さんにお答えします。

全員協議会では8番さんの要望のとおり今そういう一覧表にして出したいと、こう答弁しました。今、一生懸命精査中でありまして、可能な限り会期中に出したいと思っ

てます。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） 一般質問が28日、私の当番になってますけども、そのところにも一応書いてあるんですが、そういうふうなことであればそれなりにそのところはやっていくということになるかと思いますが。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 一般質問まで出してほしいということですか。

○8番（伊藤栄悦） 可能であればそれでお願いしたいけれども、もし時間的にも無理であれば、そこは会期中のところ。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） さっきも言いましたが、今一生懸命拾っておりますので、できる限り会期中には出したいと。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） それで、これは実は一般質問の方の地域審議会の方との関係もあるんですよね。それで、そのところはそのところでそうすれば質問していくということに致したいと思いますが。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 全協のときもお話させていただきましたけれども、交通弱者対策、買い物難民、あるいは通院難民、これに対するその対策、これも公共交通というカテゴリー、分野の中では今後デマンドタクシー等を検討するというにしていますけれども、この交通弱者のその問題については当然その公共交通のみならず、地域福祉との関連も出てくるかと思えます。地域福祉計画についてもこの交通弱者対策については重点施策の中にも盛り込んでいないようですので。この交通弱者対策というのはもう喫緊の課題だと思います。観光施策ということでネットワークということで700万円等々の予算で循環バスを走らせるというふうなことですけれども、まさにこのような政策を交通弱者対策向けに早急に政策づくりをしていただきたいと思いますけれども、この後期基本計画の中ではそのことについての具体的なイメージが全く出ていないので、この点について今後どうしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 1番中川議員にお答え申し上げます。



公共交通体系につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、ただいまあります天王グリーンランド、あるいは昭和のブルーメッセ、そして飯塚にありますブルーホール、これをまず一つ結ぶというようなことで、それこそ観光面から考えておりますということでこの間申し上げました。ただしそれだけではありませんで、それにはアンケート調査もついております。そういうことからすれば、この後、ただいま中川議員がおっしゃられたようなそういうふうな福祉的なことについても、乗り合いするその方々からどういう理由で乗られたのか、単に観光なのかそうじゃないのか、そのあたりについても住民にアンケート調査を実施致しまして、それによって対策を講じていくというようなことで考えております。もちろんそれによりまして、それこそルートについてもこの後検討していくというようなことで考えておりますので、ひとつ宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 1 番中川議員。

○1 番（中川光博） その循環バスのアンケートを今後実施しながら福祉カテゴリーの課題についても十分意見をくみ上げて対策を講じていきたいというふうなお話でしたけれども、ちょっと違うのかなという感じが致します。観光対策としての循環バスというのは私は大変いい施策・政策だと思いますけれども、このことではなくて、昨年といいますか、過去1年間の議会の中でも一般質問、3人の議員の方がこの交通弱者対策について一般質問をしております。その都度、今後検討するというふうな答弁のようでしたけれども、やはり行政というのはこの議会を通じてしっかり市民の意見をくみ上げていくということも大前提だと思いますので、やはりこの問題に対する政策がですね、この後期基本計画5年間の中に具体的な政策が一つも盛り込まれていないというのは、私にとってはなぜこういうことが起こるのかなというふうに不思議に思っております。やはりしっかり一般質問の内容を政策の中に生かしていくと、こういうことが必要でないのかなと思っております。この福祉分野と公共交通分野のつなぎということにもなりますけれども、ここの政策をやはりもっと具体的にスピーディーに展開していただきたいと思うのですが、もう一度その点についてお答えをいただければと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 1 番中川議員にお答え申し上げます。

現在運行しているマイタウンバスにつきましても、その都度、時間帯とか、あるいは路線については検討を加えながら適宜変えております。ただし、これまではなかなかそ

の乗り合いする方々の意見を聞くということは具体的になされておらないというよりも、なかなか取っておりませんでしたので、今回はこの観光拠点3施設の無料巡回バス、これをまずひとつ掲げておりますけれども、このバスそのものについてはむやみやたらに3地点を結ぶような、そういうふうなバスでもございませんので、そこに乗り合いすることによりまして、例えば中川議員がおっしゃったような福祉部分に利用される方ももしかすればおられるかもしれません。そういうふうなことで、どういうところに行く目的でこのバスを利用されたかとか、そういうふうなことを十分に検証致しまして、この後の公共交通対策に生かしていきたいということで考えておりますので、ひとつその点について宜しくご理解いただきたいと思います。

あわせて、総合発展計画の後期基本計画の中に具体的にということがありますけれども、それについてはこの後、臨機応変に3年間のローリングということもありますので、その中に加えていきたいということで考えておりますので、ひとつ宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 1番。

○1番（中川光博） 公共交通分野からのお答えをいただいたので、それは今後その3年間のローリングの中で検討していくということですので、それは十分わかりました。

この福祉分野からの答弁というのは、答弁というかお答えというのがあればお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 総務部長もお答えしましたローリングということですので、福祉の答弁がないということですが、弱者と福祉と総合的に考えながら進めていきたいと思います。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 潟上市総合発展計画前期が終わったということで後期の基本計画というふうなことなんですけれども、前期の基本計画の進展具合等見ながら後期計画で特に力を入れた分野、具体的なものがもしありましたらそこをひとつお願い致したいと思います。

○議長（千田正英） 幸村企画政策課長。

○企画政策課長（幸村公明） 新たに追加した新しい分野ということでお答えしたいと思います。

後期計画の目玉でもありますけれどもバス路線の充実ということで、デマンド型タクシーの導入も視野にデマンド型タクシーの導入調査を検討するということがあります。それから企業における育成ですけれども、元気印企業の育成、農商工連携を図りながら元気印企業の育成に努めるということもあります。それから自治基本条例の制定、自己決定の権利と自己責任に基づくルールづくり、それから新庁舎建設の推進、こういうものが新たにできたものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） はい、わかりました。はい、どうも。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 【日程第14、議案第9号 潟上市地域福祉計画（案）について】

○議長（千田正英） 日程第14、議案第9号、潟上市地域福祉計画（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第9号について当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案第9号、潟上市地域福祉計画（案）について

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により、別冊の潟上市地域福祉計画（案）について、議会の議決を求めるものであります。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

この計画については、計画の策定に当たっての考え方や潟上市を取り巻く地域福祉の

現状と課題、施策の展開など6章から構成されております。

第1章については地域福祉計画の考え方についてでありまして、計画の考え方としては、生活の拠点である地域に根ざし、お互いを思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活が送れるような仕組みをつくるための計画でありまして、市町村において地域住民を主体とした計画の策定が位置づけられております。

地域福祉計画の策定に当たっての視点と致しましては、住民の声を聞くプロセスを重視してアンケート調査や住民座談会を開催してきました。住民のニーズの把握に努め、この計画に反映したものであります。

計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間となっております。

計画の策定体制については、福祉諸計画策定委員会を組織し、住民各層の幅広い協力と参画を踏まえて行いました。

第3章では、計画の理念と6つの基本方針について述べております。この計画の理念は、潟上市総合発展計画に掲げる健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくりを目指すものでありまして、次に、基本理念の実現に向けた6つの基本方針として、地域福祉活動の推進、福祉サービスの利用の支援と質の向上、健康づくり・生きがいくりの推進、在宅での自立支援・生活支援・子育て支援の充実、バリアフリーと安全・安心のまちづくりを推進することとしております。

第4章では施策の展開として6つの基本方針のもとに16の施策を掲げ、これらの施策に基づいて37の個別事業を掲げ、その推進を図ることとしております。

第5章では重点施策としてネットワークの構築、人材の育成、生きがいくりを推進することとしております。

第6章では計画推進に向けてとして、計画の進捗状況の公表、意見聴取、庁内体制の設置、社会福祉協議会への支援・連携、計画の見直し等を行うこととしております。

なお、先般の全員協議会においてご指摘のありました福祉計画中、13ページのところの将来人口については資料を差し替えさせていただいております。

以上で終わります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。11時40分から再開します。

午前11時30分 休憩

.....  
午前11時40分 再開

○議長(千田正英) 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第15、議案第10号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について】

○議長(千田正英) 日程第15、議案第10号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第10号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは議案書の25ページをお願い致します。

議案第10号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項之規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、変更内容として、北秋田市上小阿仁村病院組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務規約を改める必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この組合につきましては18組合ありましたが、当該の組合が解散することによりまして17組合というようなこととなります。

附則としまして、この規約は知事の許可を受けて、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

【日程第16、議案第11号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第27、議案第22号 平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第16、議案第11号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第27、議案第22号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第11号から議案第22号までについて一括して当局より提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案第11号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）から議案第22号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）の補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願い致します。

議案第11号、平成22年度一般会計補正予算（第7号）（案）について

別冊のとおり

平成23年 2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市一般会計補正予算（案）（第7号）の1ページをお願い致します。

議案第11号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,875万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億6,358万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、実績見込みにより歳入歳出全般にわたり見直しを行っております。

それでは6ページをお願い致します。第2表、繰越明許費についてご説明申し上げます。

2款9項きめ細かな交付金事業、2款10項住民生活に光をそそぐ交付金事業費、3款2項児童福祉費については、それぞれ今回補正計上する事業費分を繰り越すものでございます。

6款1項農業費については、天塩地区農業農地集積基盤整備事業分の3,190万円でございます。それに野村ストックマネジメント事業分704万9,000円、いずれも県営事業の負担金でございます。

8款2項道路橋梁費については、大清水下谷地線改良事業分8,300万円、8款3項河川砂防費については急傾斜地崩壊対策事業費分689万円をそれぞれ平成23年度に繰り越すものでございます。

第3表、債務負担行為補正について申し上げます。

農業経営基盤強化資金利子補給金につきましては、本年度、新たに農地取得による1人の利用者があったため、平成31年までの償還金に対して利子補給を行うものでございます。

7ページをお願い致します。第4表、地方債補正について申し上げます。

道路改良事業費については7,090万円の増額、自然災害防止事業費分、これは急傾斜地崩壊対策事業費分でございますけれども、380万円の減額、社会教育施設建設事業費分は2,170万円に増額するものでございます。

次に、歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

10ページをお願い致します。9款1項1目地方交付税2億9,223万1,000円は、普通交付税の交付決定額と予算計上済みの差額を計上するものでございます。13款2項1目総務費国庫補助金のうち、きめ細かな交付金9,071万3,000円と住民生活に光をそそぐ交付

金2,932万6,000円は、国の補正予算に伴うものでありまして、2目民生費国庫補助金504万円は、子ども手当電算システム改修にかかわるものでございます。

12ページでございます。15款1項2目利子および配当金90万8,000円につきましては、財政調整基金をはじめとする各基金の利子分でございます。12基金でございます。

13ページでございます。16款1項1目寄附金147万円は、ふるさと納税によるものでございます。17款2項1目基金繰入金のうち、3節土地開発基金繰入金518万8,000円につきましては、土地開発基金の廃止によるものでございます。

14ページでございます。20款1項市債につきましては1,020万円の追加でございます。続いて歳出について申し上げます。

15ページをお願い致します。2款1項18目基金費は1億6,533万6,000円ではありますが、主なものは財政調整基金積立金1億6,379万2,000円、ふるさと応援基金積立金147万4,000円でございます。この基金の積み立てによりまして、財政調整基金については10億4,764万9,000円となります。

17ページをお願い致します。2款9項きめ細かな臨時交付金事業費は、国の補正予算による経済対策事業分でございます。1目議会事務局分から、次のページの5目生涯学習課分まで合わせて1億9,565万6,000円でございます。いずれも平成23年度に繰り越すものでございます。

19ページをお願い致します。2款10項住民生活に光をそそぐ交付金事業費については、地方消費者行政、弱者対策、自立支援、市の地域づくりの3分野に限定した国の経済対策事業分でございます。1目健康推進課分から3目基金分までを合わせて5,616万円でございます。この予算のうち、1,616万円については平成23年度に事業費分として繰り越しし、3,000万円については23年度・24年の基金とするものでございます。

21ページをお願い致します。3款2項10目子ども手当費については504万円でございます。制度改正に対応するための電算システムの改修委託料でございます。23年度に繰り越しして運用するものでございます。

29ページをお願い致します。12款1項1目元金につきましては1億2,515万円ではありますが、金利の高い市債6件分を繰上償還するものでございます。いずれも市中銀行に伴うものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱であります。

続きまして議案書の28ページをお願い致します。



議案第12号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）についてであります。

これにつきましては別冊のとおりであります。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第12号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,998万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億301万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、実績見込みにより歳入歳出全般にわたり見直しし、保険給付費を追加するほか財政調整基金に積み立てするものでございます。

議案書の29ページをお願い致します。

議案第13号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）についてであります。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第13号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,471万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,751万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、主に秋田県後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

議案書の30ページをお願い致します。

議案第14号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第14号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事

業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,191万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,912万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、実績見込みにより歳入歳出全般にわたり見直し、保険給付費を追加するものでございます。

議案第15号についてお願い致します。平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

別冊のとおり

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第15号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,609万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、施設維持管理費と機能強化対策事業費の精算でございます。議案書の32ページをお願い致します。

議案第16号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第16号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,560万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,745万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、流域下水道維持管理負担金と事業費の実績見込みによる精算でございます。

議案書の33ページをお願い致します。

議案第17号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成23年 2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第17号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の組み替えのみでございまして、総額の変更はございません。

議案書の34ページをお願い致します。

議案第18号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成23年 2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第18号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ931万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ969万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、送電線設置、これは東北電力の線下補償になりますけれども、による補償金と繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は931万6,000円となります。

議案書の35ページをお願い致します。

議案第19号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成23年 2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第19号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして議案書の36ページをお願い致します。

議案第20号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第20号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案書の37ページをお願い致します。

議案第21号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第21号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案書の38ページをお願い致します。

議案第22号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第22号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出に63万4,000円を、資本的支出に4,771万円を追加するものでございます。

補正の内容は、修繕費の追加と人件費の精算、企業債繰上償還金でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第28、議案第23号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第30、議案第25号 平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（千田正英） 日程第28、議案第23号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてから議案第25号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第23号から議案第25号までについて一括して当局より提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案第23号から議案第25号の平成23年度特別会計への繰り入れについて一括してご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願い致します。

議案第23号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて

平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成23年度潟上市一般会計から1億2,209万9,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

議案書の40ページをお願い致します。

議案第24号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて

平成23年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成23年度潟上市一般会計から5億7,800万円以内を繰り入れるものでございます。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

議案書の41ページをお願い致します。

議案第25号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて

平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成23年度潟上市一般会計から236万5,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第31、議案第26号 平成23年度潟上市一般会計予算（案）について から  
日程第42、議案第37号 平成23年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（千田正英） 日程第31、議案第26号、平成23年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第42、議案第37号、平成23年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第26号から議案第37号までについて一括して当局より提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、次に平成23年度潟上市予算の大綱についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第26号、平成23年度一般会計予算（案）の概要について申し上げます。

平成23年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに134億7,500万円でございます。前年度当初比2億1,800万円、1.6%の減となっております。

予算の内容と致しましては次のとおりでございます。

はじめに歳入についてであります。

市税は24億2,111万6,000円で、前年度比3,065万4,000円、1.3%の減でございます。

このうち市民税につきましては10億1,250万3,000円で、前年度比3,887万8,000円、3.7%減でございます。

また、固定資産税につきましては11億2,973万8,000円でございます、前年度比1,086万8,000円、1.0%の減でございます。

地方譲与税につきましては1億3,600万円で、前年度700万円、4.9%減でございます。

地方消費税交付金については2億5,400万円で、前年度同額計上致してございます。

地方交付税につきましては61億4,466万3,000円で、前年度比6億2,366万2,000円、11.3%の増でございます。このうち普通交付税については58億4,466万3,000円で、前年度比6億5,966万2,000円、12.7%増で計上致しております。また、特別交付税につきましては前年度比3,600万円、10.7%減の3億円で計上致しております。

国庫支出金については17億5,885万8,000円で、前年度比4,172万4,000円、2.4%の増

となっております。主な要因につきましては、道路事業の増に伴う社会資本整備総合交付金の増と出戸小学校の耐震補強等事業の実施による安全・安心な学校づくり交付金の増によるものでございます。

県支出金につきましては7億5,472万9,000円で、前年度2,039万4,000円、2.6%の減でございます。主な要因につきましては、ペレットボイラー整備事業が終了したことに伴いまして補助金3,600万円が減となったものでございます。

繰越金については1億円でございます、前年度と同額を計上致しております。

市債については12億7,790万円を計上しております。内訳につきましては、幼保一体化施設、出戸認定こども園整備事業分3億5,040万円、出戸小学校整備事業分2億2,750万円などの事業債が7億6,790万円と臨時財政対策債5億1,000万円でございます。また、歳入のうち自主財源につきましては22.9%の30億7,384万9,000円、依存財源については77.1%の104億115万1,000円となっております。前年度比では自己財源の割合が0.4ポイント減少しております。

次に、歳出についてであります。

議会費につきましては2億4,264万8,000円で、前年度比6,174万6,000円、34.1%増となっております。主な要因につきましては、議員年金の廃止に伴い議員共済負担金が6,220万8,000円増えたことによるものでございます。

総務費については15億1,514万8,000円でありまして、前年度比5億8,605万7,000円、27.9%減となっております。主な要因につきましては、鞍掛沼公園の産直センター整備事業が終了したことによるものでございます。

次に、主な事業について申し上げます。すべて選挙でありますけれども、観光施設無料循環バスの運行700万円、地方税電子申告システムの導入478万8,000円、住民生活に光をそそぐ交付金事業1,610万5,000円であります。自治基本条例の制定については385万9,000円、市役所庁舎建設事業検討委員会等の設置費でありますけれども74万5,000円でございます。

民生費は50億790万1,000円でありまして、前年度比8,309万6,000円、1.7%の増となっております。主な事業と致しまして、出戸認定こども園（仮称）整備事業3億2,507万9,000円でございます。追分保育園施設整備事業費については4,380万円であります。少子化対策事業については1,980万4,000円あります。子ども手当給付費については6億6,835万4,000円あります。生活保護給付費については8億6,589万円であり

ます。

衛生費については8億9,429万8,000円でありまして、前年度比6,757万8,000円、8.2%増であります。主な事業と致しましては、緊急予防接種事業3,942万2,000円、クリーンセンター改修事業、調査費でありますけれども854万8,000円でございます。

労働費については6,676万6,000円であります。前年度比496万8,000円、8.0%増となっております。主な事業と致しましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業6,054万7,000円、いずれもこれについては継続となっております。

農林水産業費については3億5,616万2,000円で、前年度比2,626万8,000円、6.9%減となっております。主な事業と致しましては、ストックマネジメント事業、これは飯塚地区になりますけれども37万5,000円、営農維持推進助成金1,461万8,000円、飯田川俣の内地区の排水対策工事367万5,000円、農地集積加速基盤整備事業、天塩地区でありますけれども1,200万円、ストックマネジメント事業野村地区については670万円、農地集積加速化基盤整備事業豊川地区については475万3,000円であります。

商工費については2億1,130万3,000円あります。前年度比900万9,000円、4.5%増となっております。主な事業と致しましては、地域活性化イベント事業、これについては1,364万6,000円となっております。商工会共通商品券事業補助金1,000万円でございます。

土木費については13億6,767万5,000円でありまして、前年度比1億1,113万8,000円、7.5%減となっております。主な事業と致しましては、木造住宅耐震化事業補助金、これは耐震診断ならびに耐震の改修になりますけれども180万円あります。道路新設改良については3億5,714万6,000円あります。除雪管理経費と致しまして1億2,004万5,000円になります。それから市営住宅水洗化事業一向団地と山神南団地でありますけれども、2,796万円です。住宅リフォーム補助金につきましては、これも継続になりますけれども3,900万円でございます。

消防費については7億8,683万7,000円で、前年度費1,376万2,000円、1.7%減となっております。主な事業と致しましては、消防団の器具庫整備事業2,399万9,000円、この内容については天王8分団、天王の10分団、昭和の2分団ということになっております。

教育費については14億1,663万7,000円で、前年度比3億3,125万1,000円、30.5%増となっております。主な事業と致しましては、出戸小学校の耐震改修・大規模改造事業2億7,906万6,000円でございます。それから国指定の重要文化財小玉家住宅防災設備整備



事業補助金1,013万4,000円、小学校統合準備事業については474万7,000円、教育用コンピュータ整備事業については2,635万5,000円、天王海洋センター艇庫クレーン更新事業については462万5,000円でございます。

災害復旧費については200万円を計上致しております。

公債費については15億9,262万5,000円で、前年度比3,842万3,000円、2.4%の減となっております。

また、歳出における性質別の内訳につきましては、義務的経費のうち人件費については29億6,546万6,000円でありまして、前年度比5億8,472万7,000円、24.6%増でございます。主な要因につきましては、議員年金の廃止に伴いまして議員共済負担金が増えたことと、これまで臨時職員賃金と致しておりましたものを非常勤職員の一般職として物件費から人件費に予算を組み替えたことによるものでございます。

扶助費については25億5,715万円ございまして、前年度比1,767万9,000円、0.7%減となっております。

公債費については前述のとおりでございます。

普通建設事業費については12億7,093万7,000円で、出戸小学校の耐震補強および大規模改修事業、それに市営住宅の水洗化事業、幼保一体化整備事業、市道の整備事業などを計上致しております。

なお、普通建設事業費は鞍掛沼公園の産直センターと、それからフットボールセンター整備事業が終了したことによりまして、前年度比4億4,700万2,000円、26%の減となっております。

物件費については16億6,628万1,000円でありまして、前年度比3億3,845万円、16.9%減となっております。要因については、非常勤一般職員の給料の予算の計上先の変更でございます。

補助費については13億2,296万1,000円であります。前年度比4,846万円、3.8%増となっております。増えた要因については、水道事業費への補助金が3,404万6,000円増えたことによることと新規事業として営農維持推進助成金1,461万8,000円を計上したことによるものでございます。

特別会計に対する繰出金については18億2,061万9,000円で、前年度比9,431万7,000円、4.9%減となっております。

続きまして、議案第27号、潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）から議案第37

号、潟上市水道事業会計予算（案）について申し上げます。一括して申し上げます。

10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額については94億591万8,000円でございます。前年度と比較致しますと2億9,438万2,000円、3.2%増となっております。主な事業と致しましては、下水道整備事業が1億3,500万円、秋田市からの分水解消に伴う追分地区への給水事業が5億1,158万2,000円を計上致しております。

以上が平成23年度一般会計および特別会計の予算の概要でございます。

以上で終わります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

**【日程第43、議案第38号 市道路線の認定について】**

○議長（千田正英） 日程第43、議案第38号、市道路線の認定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第38号について提出者の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは議案第38号についてご説明を致します。

議案書の54ページをお願い致します。

市道路線の認定についてでございます。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

この表にありますとおり、認定する路線につきましては全部で10路線となっております。

平成23年2月23日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。開発行為等により、市に帰属された道路を市道として管理するため、路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この度、新たに認定する路線は10路線であります。それに伴う延長が1,516.9メートルでございます。これに伴いまして認定する市道の全体の内訳につきましては、1級市道が延長6万585メートル、2級市道につきましては4万1,174メートル、その他の市道が29万9,108メートルとなります。これによりまして、全体の市道の延長は40万867メートルとなります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

**【日程第44、陳情第1号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書**

から 日程第46、陳情第3号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情】

○議長（千田正英） 日程第44、陳情第1号、労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書から日程第46、陳情第3号、2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情までを一括議題とします。

陳情の朗読と説明は省略します。

ただいま提案された陳情第1号から陳情第3号までについては、2月21日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧表のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第3号までについては各常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、2月25日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 0時18分 散会

